

別添 コメントシート

様式2022/2/25

会議名：1=原案審査（Ⅰ） 2=規格検討会 3=原案審査（Ⅱ） 4=三者委員会

| | |
|------|---|
| 対象規格 | JIS G 1228-1（鉄及び鋼—窒素定量方法—第1部：アンモニア蒸留分離アミド硫酸滴定法） |
|------|---|

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

| 会議 | 年月日 | No | 委員 | | 簡条 細分簡条 (e.g. 3.1) | 細別・表・ 図 (e.g. a), 表1) | コメント タイプ | コメント提出 | | 担当主査コメント | |
|-------|-----------|------|-----|----|--------------------------|-----------------------------|-------------|--|---|------------|---|
| | | | 社名 | 氏名 | | | | 内容 | 修正案 | 処置案 | 理由及び審議内容 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4001 | | 田中 | 5 | | ge | JIS G 1201では、「滴定法で用いる滴定用溶液の名称は、JIS K 8001に倣って“（濃度）〇〇溶液”とする。」となっていますが・・・。 | アミド硫酸標準液で滴定する。 → アミド硫酸溶液で滴定する。 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4002 | JSA | 堤 | 6.5 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 操作方法を詳細に記載したもので、技術的内容の変更ではないと判断して、本文の点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4003 | | 田中 | 6.10 6.11 | | ge | 同上（以後の文章中也同様に修正） | アミド硫酸標準液 → アミド硫酸溶液 | 採用 | アミド硫酸溶液A（N：500 µg/mL） アミド硫酸溶液B（N：100 µg/mL） |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4004 | | 田中 | 6.10 | | te | 使用するアミド硫酸は、JIS K 8005に規定する容量分析用標準物質と指定しています。したがって、文章を右欄のように修正してはいかがでしょうか？ なお、乾燥条件は特定されるので、「注記」は不要のため削除する。 | アミド硫酸（JIS K 8005の 附属書B ）を、試験成績書又は添付文書に記載された乾燥条件で乾燥する。 → JIS K 8005に規定されたアミド硫酸（容量分析用標準物質）を、試験成績書又は添付文書に記載された乾燥条件で乾燥する。 | 採用 原案まま | アミド硫酸の記載は、採用します。 注記は、現行規格がISO規格の乾燥方法を記載していることから、参考情報として記載しています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4005 | JSA | 堤 | 6.10 | 注 | ed | 字句修正 | 「ISO 10702」→「対応国際規格」？ | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4006 | JSA | 堤 | 6.11 | | | アミド硫酸標準液Bは、使用の都度、調整することに変更したことを、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 技術的変更ではないと判断して、本文の点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4007 | | 田中 | 6.12 | | te | JIS K 8001では、指示薬の調製に使用するエタノールは通常（95）です。添加量は少ないのに、敢えて（99.5）を使用する必要はありますか？ | エタノール（99.5） → エタノール（95） | 原案まま | 対応国際規格が99.5%を規定しており、国内でも従来から99.5%を使用しています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4008 | | 田中 | 7.2 | | ed | 送り仮名の修正（以後の文章中也同様に修正） | 取入れ口 → 取入口 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4009 | | 田中 | 7.2 | 図1, 図2 | ge | e及びfの記号説明“取入れ口（・・・）”の（・・・）の記述が不正確で理解できません。右欄（旧規格）のように修正する？ | e：取入れ口（水蒸気発生器） → e：水蒸気発生フラスコへの水の取入口 f：取入れ口（蒸留フラスコ） → f：蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液の取入口 | 修正採用 | 「e：水蒸気発生フラスコへの水の取入口」 「f：蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液及び試料溶液の取入口」と修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4010 | | 田中 | 7.2 | 図1 | ge | 図中の数字1, 2は、栓ではなくすり合わせコックのように描かれています。、“すり合わせコック又は栓”としなくてもよいですか？（本文中も修正の必要があります。） | | 修正採用 | 7.2の本文の記載を次のように変更します。 「...の底部の小管には、ピンチコックを付けたゴム管、すり合わせコックなど（以下、栓という。）を備える。」 図の記号説明は、“栓”のままとします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4011 | | 田中 | 9.1 | | ed | 漢字に変更 | すべての → 全ての | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4012 | | 田中 | 9.2.1 | b) | ed | “慎重に加えて” ← 具体的な記述になりませんか？ | | 採用 | 「少量ずつ加えて」とします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4013 | | 田中 | 9.2.3 | a) | ed | 数値と単位の間スペースを挿入 | 水約2Lを入れる。 → 水約2 Lを入れる。 | 採用 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|----|-------|---------------------------|----|--|--|------|---|
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4014 | | 田中 | 10 | c) 注記 | ge | この注記の文章だけでは理解しにくいので、細分簡条6.6のところで「選択する過酸化水素」について加筆するなど工夫できませんか？ | | 採用 | 「過酸化水素に窒素化合物を含むことがあり、特に注意が必要とされている。」とします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4015 | | 田中 | JA | 7.2 d) | ed | “ISO”を挿入 | 前の規格である 377-2 を引用 → 前の規格である ISO 377-2 を引用 | 修正採用 | 「ISO 14284に置き換えられる前の規格であるISO 377-2を引用している。」と修正します。併せて、[12 d]も「ISO 5725-2に置き換えられる前の規格であるISO 5725で解析し」と修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4016 | JSA | 堤 | 附属書JA | 3 d) | ed | 記載内容変更 | 「JISは、JIS G 1201の簡条3を定義した。」→ 「JISは、JIS G 1201の簡条3を引用した。」？ | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4017 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格の簡条番号6 d) | ed | 字句修正 | 「ISO規格14284」→ 「ISO 14284」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4018 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格の簡条番号6 d) | ed | 字句追加 | 「377-2」→ 「ISO 377-2」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4019 | JSA | 堤 | 附属書JA | 12 d) | ed | 字句追加 | 「一致規格」→ 「国際一致規格」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4020 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格の簡条番号9 d) | ed | 字句変更 | 「規定する」→ 「規定している」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4021 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格のAnnex B Annex C d) | ed | 字句変更 | 「記載する」→ 「記載している」 | 採用 | |

| | |
|------|---|
| 対象規格 | JIS G 1228-2（鉄及び鋼－窒素定量方法－第2部：アンモニア蒸留分離吸光度法） |
|------|---|

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

| 会議 | 年月日 | No | 委員 | | 簡条 細分簡条 (e.g. 3.1) | 細別・表・ 図 (e.g. a), 表1) | コメント タイプ | コメント提出 | | 担当主査コメント | |
|-------|-----------|------|-----|----|--------------------------|-----------------------------|-------------|--|--|----------|--|
| | | | 社名 | 氏名 | | | | 内容 | 修正案 | 処置案 | 理由及び審議内容 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4001 | JSA | 堤 | 6 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4002 | | 田中 | 6.2 | | te | 使用する次亜塩素酸ナトリウムは溶液ではないですか。また、実験者への利便性のために、市販の次亜塩素酸ナトリウム溶液の有効塩素含有率を参考に記載してはいかがでしょうか。 | 次亜塩素酸ナトリウム (NaClO) の → 次亜塩素酸ナトリウム (NaClO) 溶液 [有効塩素 5%~12% (質量分率)] の | 修正採用 | 本文は、「次亜塩素酸ナトリウム (NaClO) 溶液の...」とし、注記として「次亜塩素酸ナトリウム溶液は、有効塩素含有率 (質量分率) 5%~12%のものが市販されている。」を追記します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4003 | | 田中 | 6.12 | | te | JIS K 8001の表記に合わせた試薬名称に変更しませんか？ | フェノールナトリウム溶液 → ナトリウムフェノキシド溶液 | 採用 | 9.3.3 a) 4)の記載も修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4004 | JSA | 堤 | 6.13~6.16 6.19 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 「JISは、ビスピラゾン法で使用する試薬を追加して規定している。」と記載します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4005 | JSA | 堤 | 6.16 | | ed | ビス (3-メチル-1-フェニル-5-ピラゾン) が出現するのは簡条5ですが、6.16で略称を記載することで問題ないでしょうか。？ | | 原案まま | 簡条6は、試薬の調製手順を規定していまするので、試薬の正式名称の記載が必要と考えます。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4006 | | 田中 | 6.17 | | te | 現場では、NH ₄ Clを硫酸デシケーターで減圧乾燥して使用しているのでしょうか？また、近年は誤差を少なくするため、ピーカーを使用せずに直接全量フラスコにはかりとって溶解・定容する操作が規定されています。 なお、JIS K 8001の「窒素標準液」では、乾燥しない硝酸カリウムから調製しています。また、第3部では、硝酸カリウムを使用して調製しています。 | | 修正採用 | 現場では、塩化アンモニウムを減圧乾燥して使用しています。乾燥剤は、必ずしも硫酸ではないようですので、記載を「硫酸デシケーターなどで乾燥して」と修正します。 硝酸カリウムの使用及び全量フラスコへのはかりとりは、この方法では現在行っておりません。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4007 | | 田中 | 6.19 | | ge | JIS K 8001を引用せず、調製方法を直接記述 (右欄) したほうがよいと考えます。(それに伴い、簡条2に記載のJIS K 8001は削除) | → メチルレッド1.0gをはかりとり、エタノール (95) を加えて溶かし、エタノール (95) を加えて100 mLにする。この溶液は、褐色ガラス製瓶に保存する。 | 原案まま | 滴定に用いる標準液、指示薬溶液の調製は、JIS K 8001に規定がある場合はこれを引用するようにしています (現行規格も JIS K 8001の引用とされています)。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4008 | | 田中 | 7.2 | | ed | 送り仮名の修正 (以後の文章中也同様に修正) | 取入れ口 → 取入口 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4009 | | 田中 | 7.2 | 図1~図3 | ge | e及びfの記号説明“取入れ口 (・・・)”の (・・・) の記述が不適確で理解できません。右欄 (旧規格) のように修正する？ | e: 取入れ口 (水蒸気発生器) → e: 水蒸気発生フラスコへの水の取入口 f: 取入れ口 (蒸留フラスコ) → f: 蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液の取入口 | 修正採用 | 「e: 水蒸気発生フラスコへの水の取入口」 「f: 蒸留フラスコへの水酸化ナトリウム溶液及び試料溶液の取入口」と修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4010 | | 田中 | 7.2 | 図1 | ge | 図中の数字1, 2は、“栓”ではなく、“すり合わせコック”のように見えますが・・・。(本文中も修正の必要あり。) | | 修正採用 | 7.2 の本文の記載を次のように変更します。 「...の底部の小管には、ピンチコックを付けたゴム管、すり合わせコックなど (以下、栓という。) を備える。」 図の記号説明は、“栓”のままとします。 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|----|----------------------|----|----|--|--|------|---|
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4011 | JSA | 堤 | 7.2 | | ed | 「受器は、100 mLの全量フラスコを使用する。」と記載していますが、JIS G 1228-1では、「受器は、300 mLの三角フラスコを使用する。」となっていて、違いがありますが、問題ないでしょうか。？ | | 原案まま | 問題ありません。後工程の操作の都合（JIS G 228-1は滴定法、この規格は吸光度法）で使い分けています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4012 | | 田中 | 7.2 | 図3 | ge | 図3の水蒸気蒸留フラスコの容積は1 Lなので、水約2 Lは入りません。 | a：水蒸気発生フラスコ（容積：1 L） → a：水蒸気発生フラスコ（容積：2 L） | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4013 | | 田中 | 7.2 | | ge | 「試薬」の項で“金属すず”を規定しなくてもよいですか？ | | 原案まま | 突沸防止、塩化すず（Ⅱ）溶液の保存などで用いる金属すずは、試薬として規定しておりません。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4014 | | 田中 | 8 | 表2 | ge | 窒素定量範囲の数値を修正する？（表5及び表7も同様に修正？） | 0.05 %以下 → 0.050 %以下 | 原案まま | 原則は、適用含有率の区切り（境界値）の最終桁はゼロとしておりません。一方で、定量範囲（箇条1の適用範囲及び表1）については、対応国際規格がある場合はその記載に合わせています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4015 | JSA | 堤 | 8 | 表2 | ed | 表2について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 「JISは、ビスピラゾン法の場合の、試料のほかりとり量を追加して規定している。」と記載します。 表2の側線を、ビスピラゾン法の部分だけとします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4016 | JSA | 堤 | 9.1 | | ed | 字句修正 | 「すべて」→「全て」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4017 | | 田中 | 9.1 | | ed | “も”は不要では？ | 水の中にも窒素化合物を → 水の中に窒素化合物を | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4018 | JSA | 堤 | 9.1 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4019 | JSA | 堤 | 9.2.1 a) | | ed | 第1段落の点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 対比表に9.2.1として「JISは、分解操作に三角フラスコの使用を追加して規定しているが、技術的な差異はない。」と記載します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4020 | JSA | 堤 | 9.2.1 a) | 表3 | ed | 表3について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 「JISは、ビスピラゾン法の場合の、塩酸（1+1）の添加量を追加して規定している。」と記載します。 表3の側線を、ビスピラゾン法の部分だけとします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4021 | JSA | 堤 | 9.2.1 d) 9.2.3 c) | | ed | 三角フラスコについて、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 9.2.1 d)は、No.8に含まれます。 9.2.3 c)は、点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4022 | JSA | 堤 | 9.2.2 b) | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 「JISは、突沸防止のために多孔質セラミックスを用いてもよいと規定している。」と記載します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4023 | | 田中 | 9.2.2 | b) | ed | 漢字の修正 | 水で十分に洗浄した、 → 水で十分に洗浄した、 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4024 | JSA | 堤 | 9.2.3 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 「JISは、水蒸気蒸留装置の準備操作と併せて、窒素汚染量を確認してもよいと規定している。」と記載します。 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|----|----------------|------------------------|----|--|---|------|--|
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4025 | JSA | 堤 | 9.2.4 a) | 表4 | ed | 表4について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 「JISは、ビスピラズロン法の場合、水酸化ナトリウム溶液Aの添加量を追加して規定している。」と記載します。 表4の側線を、ビスピラズロン法の部分だけとします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4026 | JSA | 堤 | 9.2.4 b) | 注記 | ed | この注記の内容は、規定ではないでしょうか。 | | 修正採用 | 注記を削除し、b)の末尾に、「なお、9.2.2の操作を省略した場合は、試料溶液S1だけを移し入れる。」と記載します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4027 | JSA | 堤 | 9.3.1 | 表5 | ed | 表5について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 原案まま | 対比表の9.3の記載に含まれています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4028 | JSA | 堤 | 9.3.2 | | ed | ビスピラズロン法はJISで追加した方法なので、9.3.2の全てを側線にしてはどうでしょうか？ | | 原案まま | 表では側線を施し、本文では点線の下線を施すことによって変更箇所を表記しています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4029 | | 田中 | 9.3.2 9.3.3 | a) 3) a) 3) | ed | 分取量50 mLが入った全量フラスコに水などを加えて約50 mLにする？ | | 採用 | 「液量が約50 mLとなるよう、水を加えて調整し、」とします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4030 | JSA | 堤 | 9.3.3 a) 3) | | ed | 必要か否かの判断が不明確ではないでしょうか。どんな場合に必要で、どんな場合に不必要なのでしょうか。？ | | 修正採用 | 「液量が約50 mLとなるよう水を加えて調整する。」とします。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4031 | | 田中 | 9.3.2 9.3.3 | b) b) | ed | “呈色液”が規定されていません。 | | 採用 | 9.3.2 a) 5) 及び9.3.3 a) 5)の文末を、“..標線までうすめ、呈色液とする。”と修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4032 | JSA | 堤 | 10 | | ed | 主語を追加してはどうでしょうか？ | 「試料を用いないで、」 → 「空試験は、試料を用いないで、」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4033 | JSA | 堤 | 11 | b)及びd) | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | b)は、対比表に記載します。 c)は、点線の下線を削除します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4034 | JSA | 堤 | 附属書JA | 3 d) | ed | 記載内容変更 | 「JISは、JIS G 1201の簡条3を定義した。」 → 「JISは、JIS G 1201の簡条3を引用した。」？ | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4035 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格の簡条番号7 d) | ed | 字句修正 | 「ISO規格14284」 → 「ISO 14284」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4036 | JSA | 堤 | 附属書JA | 対応国際規格のAnnex B Annex C | ed | 字句変更 | 「記載する」 → 「記載している」 | 採用 | |

| | |
|------|---|
| 対象規格 | JIS G 1228-3（鉄及び鋼－窒素定量方法－第3部：不活性ガス融解－熱伝導度法） |
|------|---|

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

| 会議 | 年月日 | No | 委員 | | 簡条 細分簡条 (e.g. 3.1) | 細別・表・ 図 (e.g. a), 表1) | コメント タイプ | コメント提出 | | 担当主査コメント | | |
|-------|-----------|------|-----|----|--------------------------|-----------------------------|-------------|---|---|----------|---|--|
| | | | 社名 | 氏名 | | | | 内容 | 修正案 | 処置案 | 理由及び審議内容 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4001 | JSA | 堤 | 6.3 | | ed | 窒素含有率が0.0008%以下に変更したことを、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 「ISO規格は、窒素含有率（質量分率）0.001%未満と規定し、JISは、定量下限の1/10に相当する0.0008%と規定している。」と記載します。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4002 | JSA | 堤 | 7 | | ed | JIS G1228-1及びJIS G1228-2のように、「装置及び器具は、次による。」の文章を追加してはどうでしょうか。 | | 採用 | | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4003 | JSA | 堤 | 7.1 | | ed | 7.1の窒素定量装置の構成は、JIS独自の規定なので、全てを側線に変更してはどうでしょうか？ | | 原案まま | 表では側線を施し、本文では点線の下線を施すことによって変更箇所を表記しています。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4004 | | 田中 | 7.1 | a) 注記1 | ed | 字句の修正 | などを、含侵させた磁器粒子などとして詰めた → などを含侵させた磁器粒子などを詰めた | | | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4005 | | 田中 | 7.1 | c) | ed | 平仮名に変更 | 機能を持つもの、 → 機能をもつもの、 | | | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4006 | | 田中 | 7.2 | | ed | 読点を削除？ | 金属製の、るつばさみを → 金属製のるつばさみを | | | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4007 | JSA | 堤 | 7.2~7.4 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 7.2 点線の下線を削除します。 7.3 「ISO規格は、ニッケルカプセルのサイズ及び窒素含有率（窒素分率）を具体的に規定しているが、JISは、国内の実態に基づいて具体的な数値を規定していない。」と記載します。 7.4 「ISO規格は、はかりとり量誤差1μL未満と規定しているが、JISは、JIS K 0970を引用している。技術的な差異はない。」と記載します。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4008 | JSA | 堤 | 8 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 採用 | 「JISは、使用する装置の特性を考慮してはかりとり量を変えてもよいと規定している。」と記載します。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4009 | JSA | 堤 | 10 | b)3) | ed | 字句修正 | 「以降、a)の4)及びa)の5)による。」→ 「以降、a)の4)及びa)の5)を行う。」 の方がいいのではないのでしょうか。？ | 修正採用 | 「以降、a)の4)及び5)の操作を行う。」とします。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4010 | | 田中 | 11.1 | | ed | 文章の修正 | 検量線の作成は、・・・を用いて作成する。 → 検量線は、・・・を用いて作成する。 | | | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4011 | JSA | 堤 | 11.1 | | ed | 点線の内容について、対比表に記載してはどうでしょうか。 | | 修正採用 | 対比表の「11.3」を、「11.1,11.3」とします。 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4012 | JSA | 堤 | 12 | | ed | 検量線の校正は、JIS独自の規定なので、全てを側線に変更してはどうでしょうか？ | | 原案まま | 表では側線を施し、本文では点線の下線を施すことによって変更箇所を表記しています。 | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|---|-------|-----------------|----|---|---|------|---|
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4013 | JSA | 堤 | 13.1 | | ed | 「〇〇と××とから」の「〇〇」が不明ではないでしょうか。 | 「9.2及び箇条10 a)で得た積算値を式(1)によって窒素質量に変換し、11.2で作成した検量線とから」→ 「9.2及び箇条10 a)で得た積算値を式(1)によって変換した窒素質量と、11.2で作成した検量線とから」? | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4014 | JSA | 堤 | 13.2 | | ed | 鉄鋼認証標準物質による検量線を用いる場合は、JIS独自の規定なので、全てを側線に変更してはどうでしょうか? | | 原案まま | 表では側線を施し、本文では点線の下線を施すことによって変更箇所を表記しています。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4015 | JSA | 堤 | 13.2 | | ed | 「〇〇と××とから」の「〇〇」が不明ではないでしょうか。 | 「9.2及び箇条10 b)で得た積算値を式(1)によって窒素質量に変換し、11.3で作成した検量線とから」→ 「9.2及び箇条10 b)で得た積算値を式(1)によって変換した窒素質量と、11.3で作成した検量線とから」? | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4016 | JSA | 堤 | 附属書JA | 3 d) | ed | 記載内容変更 | 「JISは、JIS Z 8301の規格様式に従い追加した。」→ 「JISは、“ガス抽出”、“ガス抽出温度”、“脱ガス”及び“るつぼ脱ガス温度”を追加するとともに、JIS G 1201の箇条3を引用した。」? | 修正採用 | 「JISは、ガス抽出、ガス抽出温度、脱ガス及びるつぼ脱ガス温度の定義を追加し、JIS G 1202の箇条3を引用した。」と修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4017 | JSA | 堤 | 附属書JA | 6.2 d) | ed | 字句修正 | 「国内の実態を反映して、不活性ガス成分の含有率」→ 「国内の実態に基づいて、不活性ガス成分の含有率」? | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4018 | JSA | 堤 | 附属書JA | 6.2 e) 12 e) | ed | 字句追加 | 「ISO改訂」→ 「ISO規格改訂」 | 採用 | |

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

| 会議 | 年月日 | No | 委員 | | 箇条 細分箇条 (e.g. 3.1) | 細別・表・ 図 (e.g. a), 表1) | コメント タイプ | コメント提出 | | 担当主査コメント | |
|-------|-----------|------|-----|----|--------------------------|-----------------------------|-------------|--|--------------------------------|----------|---|
| | | | 社名 | 氏名 | | | | 内容 | 修正案 | 処置案 | 理由及び審議内容 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4001 | JSA | 堤 | 7.3.2 | | ed | 「この試験片は、断面が丸及び多角形断面で、主として棒鋼及び非鉄金属棒に適用する。」に、点線の下線が必要では？ | | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4002 | JSA | 堤 | 7.3.2 | | ed | 字句修正 | 「このような試験片」→ 「このように加工した試験片」？ | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4003 | JSA | 堤 | 附属書JA 7 a)及びb) | | ed | 箇条番号修正 | 「7」→「7.3」 | 修正採用 | 対応が明らかになるように、a)の7は、7.3.2、b)の7は、7.4.2にそれぞれ修正します。 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4004 | JSA | 堤 | 附属書JA 7 e) | | ed | 太字体に修正 | 「ISO」→「ISO」 | 採用 | |

| | |
|------|-------------------------------|
| 対象規格 | JIS Z 2253（薄板金属材料の加工硬化指数試験方法） |
|------|-------------------------------|

コメントタイプ：ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果：原案のまま 修正採用 採用

| 会議 | 年月日 | No | 委員 | | 箇条 細分箇条 (e.g. 3.1) | 細別・表・ 図 (e.g. a), 表 1) | コメント タイプ | コメント提出 | | 担当主査コメント | |
|-------|-----------|------|-----|----|--------------------------|---------------------------------|-------------|--------|------------------------------|----------|----------|
| | | | 社名 | 氏名 | | | | 内 容 | 修 正 案 | 処置案 | 理由及び審議内容 |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4001 | JSA | 堤 | 附属書JA 8 a)及びb) | | ed | 箇条番号修正 | a) 「8」→「8.3」 a) 「8」→「8.4」 | 採用 | |
| 三者委員会 | 2022/6/24 | 4002 | JSA | 堤 | 附属書JA 8 e) | | ed | 太字体に修正 | 「ISO」→「ISO」 | 採用 | |